

鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業

(未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業：未来につなぐ再造林推進)実施要領

第1 趣旨

この要領は、良好な森林環境を創出し、将来にわたって県民がその恩恵を享受できるよう、管理不十分な森林や公益上重要な森林等を対象として適切な森林整備を推進する鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業（未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業：未来につなぐ再造林推進）（以下「事業」とする。）の実施について、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく取り扱いの細部を定めるものとする。

第2 事業の種類及び事業内容等

この事業の種類及び事業内容等は次のとおりとする。

事項	事業種目	工種	事業内容
未来につなぐ再造林推進	再造林等促進	再造林 鳥獣被害防止施設	水土保全機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等の、人工林伐採跡地で行う植栽（再造林及び樹下植栽）及び鳥獣被害防止施設整備の実施
	低コスト造林・保育	低密度植栽	水土保全機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業区域内等の、人工林伐採跡地で行う成長の早いスギや早生樹の苗木の低密度植栽（再造林）の実施
		コンテナ苗活用	水土保全機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等の、人工林伐採跡地で行うコンテナ苗を活用して行う植栽（再造林）の実施
		特定母樹等活用	水土保全機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等の、人工林伐採跡地で行う成長の早いスギや早生樹の苗木を活用して行う植栽（再造林）の実施
		初期成長促進	水土保全機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等の、人工林伐採跡地で行う施肥やツリーシェルターを活用して行う植栽（再造林）の実施

	植栽等阻害 要因対策	地拵え	水土保全機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等の、2年以上放置された人工林伐採跡地や伐採者と造林者との協定により再造林が担保されたものの伐採直後に植栽が困難で伐採後一定期間経過した人工林伐採跡地で行う植栽（再造林）の実施
		下刈	水土保全機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等の、人工造林後で、植生被覆率が激しい箇所で行う下刈の実施
	意欲ある森林所有者の再造林等	再造林 下刈 鳥獣被害防止 施設	水土保全機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等の、人工林伐採跡地で行う植栽（再造林）・下刈及び鳥獣被害防止施設整備の実施
	推進体制の強化	会議等の開催 普及啓発活動	地域における森林・林業の状況や課題を踏まえ、健全な森づくりと低コスト化の取組を推進するための会議開催とともに、森林所有者等に対する再造林の推進など森林整備に係る説明会や普及啓発活動を実施
一貫作業システム		水土保全機能の維持を図るため、市町村長が定める公益的機能別施業森林区域内等で、伐採事業者と植栽事業者が一定期間内に行う伐採から植栽までの一貫作業の実施	

### 第3 実施基準

この事業は、地方公共団体が所有する森林を除く民有林（ただし、森林所有者の責に帰し得ない森林被害の発生した民有林及び低コスト林業の模範的な技術を用いて実施する民有林においてはこの限りではない。）を対象とし、実施基準は次のとおりとする。

事項	事業種目	工種	実施基準
未来の森林づくりの推進	再造林等 促進	再造林	① 人工林伐採跡地で行う再造林および複層林造成目的の樹下植栽であること。 ② 植栽本数は1,500～3,000本/ha（樹下植栽の場合は、500本/ha以上）であること
		鳥獣被害防止 施設	再造林と一体的に行われること

低コスト造林・保育	低密度植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人工林伐採跡地で低密度（1,500～2,000本/ha以下、ただし保安林については2,100本/ha以下）で実施する再造林であること。</li> <li>② 植栽に用いる苗木は、特定母樹又は早生樹の苗木であること。</li> </ul>
	コンテナ苗活用	人工林伐採跡地で行うコンテナ苗を用いて実施する再造林であること。
	特定母樹等活用	人工林伐採跡地で行う特定母樹又は早生樹の苗木を用いて実施する再造林であること。
	初期成長促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人工林伐採跡地で行う初期成長を促進するための施肥やツリーシェルターを用いて実施する再造林であること。</li> <li>② 施肥については、固形肥料（約15g/粒）を3個/本以上を植穴に施用して実施する再造林であること。</li> <li>③ ツリーシェルターについては、使用資材の全てを生分解性素材とし、1,500本/ha以上に設置すること。</li> </ul>
植栽等阻害要因対策	地拵え	2年以上放置された人工林伐採跡地で実施する再造林であること又は伐採者と造林者との協定により再造林が担保されたものの伐採直後に植栽が困難な場合で、伐採後一定期間経過して実施する再造林であること。
	下刈	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人工造林地で植生被覆率が50%以上の箇所で行う下刈であること。</li> <li>② 対象林齢は1～3年生とする。ただし、秋植え等で1年目に下刈を実施しない場合、林齢4年生まで実施することができるものとする。</li> </ul>
意欲ある森林所有者の再造林等	再造林 下刈 鳥獣被害防止施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 森林経営計画が策定されていないこと。</li> <li>② 事業実施後は、市町村森林整備計画に基づいた保育を実施すること。</li> <li>③ 事業規模は1施行地の面積が0.1ヘクタール以上とする。</li> <li>④ 原則として森林所有者自らが施業を実施することとするが、やむを得ず事業体等に委託する場合には、当該地域で森林経営計画の認定を受けてい</li> </ul>

		ない事業体等に限る。 ⑤ 鳥獣被害防止施設は再生林と一体的に設置されること。
推進体制の強化	会議等の開催普及啓発活動	① 地域の森林・林業関係者の連携と情報共有が図られ健全な森林づくりに資すること。 ② 森林所有者や事業者等に対する森林施業や森林づくりの意識喚起に寄与するものであること。
	一貫作業システム	① 伐採事業者と植栽事業者が異なること。 ② 植栽について、伐採完了日から3ヶ月以内、かつ、事業実施年度内に完了すること。

上記基準によりがたい場合においては、鹿児島県造林事業施行基準に準じることとする。

#### 第4 補助対象経費

この事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

事項	事業種目	工種	補助対象経費
未来の森林づくりの推進	再生林等促進	再生林等	苗木の購入に要する経費
		鳥獣被害防止施設	鳥獣被害防止施設の資材購入に要する経費
	低コスト造林・保育	低密度植栽	低密度植栽を先導的に実施するモデル林の造成に関する経費及び諸経費
		コンテナ苗活用	コンテナ苗植栽に要する経費及び諸経費
		特定母樹等活用	保育コストの低減を実現するため、先導的に実施する特定母樹や早生樹の植栽に要する経費及び諸経費
		初期成長促進	施肥、ツリーシェルター設置等に要する経費及び諸経費
	植栽等阻害要因対策	地拵え	地拵え、雑草木等除去に要する経費及び諸経費
		下刈	雑草木等除去に要する経費及び諸経費

意欲ある森林所有者の 再造林等	再造林	地拵え，苗木の購入，苗木運搬，仮植，植付けに要する経費及び諸経費
	下刈	雑草木等除去に要する経費及び諸経費
	鳥獣被害防止施設	鳥獣被害防止施設の設置に要する経費
推進体制の強化	会議等の開催普及啓発活動	地域の健全な森林づくりと低コスト化の取組の推進に関する会議の開催に要する経費 再造林等森林整備を推進するための森林所有者への説明会や普及啓発活動に要する経費
	一貫作業システム	伐採事業者と植栽事業者が連携して一貫作業を行うための調整に要する経費

## 第5 事業実施計画等

### 1 再造林等促進，低コスト造林・保育，植栽等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等，推進体制の強化（一貫作業システム）

#### (1) 市町村長又は地域振興局長等による事業箇所の判定

ア 未来につなぐ再造林推進については，市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林など早期に植栽を図るべき箇所や鳥獣被害の恐れが高い箇所を優先して実施する。

イ 補助事業者は，市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林以外で事業を実施する場合は，事業実施前まで，事業実施箇所判定申請書（別記第1号様式）を作成し，当該施行地のある市町村長又は地域振興局長等に提出するものとする。

ウ 市町村長又は地域振興局長等は，提出された事業実施箇所判定申請書について，水土保全機能の確保を図る上で施業の実施が必要な箇所であるかを確認のうえ，補助事業者に事業箇所の判定を通知（別記第2号様式）するものとする。

エ ウの水土保全機能の確保を図る上で施業が必要な森林とは，水源地域や河川流域など市町村長又は地域振興局長等が水土保全上重要と特別に認定する森林とする。

### 2 推進体制の強化（会議等の開催，普及啓発活動，一貫作業システム）

#### (1) 事業実施計画

ア 補助事業を実施しようとする者は，事業実施計画書（別記第3号様式）を作成するものとする。

- イ 補助事業者は、事業実施計画を作成した場合は事業実施前までに管轄する地域振興局等の長に承認申請書（別記第4号様式）を提出し、知事の承認を受けるものとする。
- ウ 知事は、申請のあった実施計画が適当と認める場合はこれを承認し、別記第5号様式により通知するものとする。
- エ 補助事業者は、実施計画に重要な変更を生ずる場合には、すみやかに事業変更実施計画書（別記第3号様式）を作成し、知事の承認を受けるものとする。
- オ 実施計画の変更の手続きは、上記イ及びウの規定を準用する。  
なお、この場合、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。
- カ エに規定する「重要な変更」とは、次に掲げるものとする。
  - ① 要綱第6条第1項各号に定める変更
  - ② 「取組内容」の新設又は廃止
  - ③ 伐採事業者、植栽事業者の変更
- (2) 事業実施計画に添付する書類（一貫作業システム）
  - ア 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。）
  - イ 一貫作業システムに係る伐採及び植栽計画書（別記第6号様式）

## 第6 補助金交付申請に添付すべき書類

要綱第3条第2項の(3)に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

### (1) 再造林等促進

- ア 事業実施箇所明細書（別記第7号様式）
- イ 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。  
ただし、造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）
- ウ 施業図（森林の所在地、方位、縮尺、面積等が記載されたもの。ただし、造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）
- エ 完成写真（人工林伐採跡や事業の実施状況が判別できるもの。ただし、造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）
- オ 事業箇所に関する市町村長又は地域振興局長等の判定通知（別記第2号様式。ただし、市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林以外で事業を実施する場合）
- カ 森林経営計画認定書又は森林経営委託契約書等の写し（ただし、造林補助事業で森林経営計画査定で検査合格の箇所又は意欲ある森林所有者による再造林等で検査合格の箇所は森林経営計画認定書等を省略することができる。）
- キ 補助事業の検査合格がなされている場合は、造林補助事業等の交付申請書添付の造林事業内訳表等

### (2) 低コスト造林・保育

- ア 事業実施箇所明細書（別記第7号様式）
- イ 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。  
ただし、造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）
- ウ 施業図（森林の所在地、方位、縮尺、面積等が記載されたもの。ただし、

造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。)

エ 完成写真（人工林伐採跡や事業の実施状況が判別できるもの。ただし、完成写真については、造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。)

オ 事業箇所に関する市町村長又は地域振興局長等の判定通知（別記第2号様式。ただし、市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林以外で事業を実施する場合）

カ 森林経営計画認定書又は森林経営委託契約書等の写し（ただし、造林補助事業で森林経営計画査定で検査合格の箇所又は意欲ある森林所有者による再造林等で検査合格の箇所は森林経営計画書認定書を省略することができる。)

キ 補助事業の検査合格がなされている場合は、造林補助事業等の交付申請書添付の内訳表等

ク コンテナ苗、特定母樹又は早生樹、施肥、ツリーシェルターが確認できる資料（納品書等の写し。）施肥については実施状況写真。

(3) 植栽等阻害要因対策

ア 事業実施箇所明細書（別記第7号様式）

イ 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。ただし、造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。)

ウ 施業図（森林の所在地、方位、縮尺、面積等が記載されたもの。ただし、造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。)

エ 完成写真（人工林伐採跡や事業の実施状況が判別できるもの。ただし、完成写真については、造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。)

オ 事業箇所に関する市町村長又は地域振興局長等の判定通知（別記第2号様式。ただし、市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林以外で事業を実施する場合）

カ 森林経営計画認定書又は森林経営委託契約書等の写し（ただし、造林補助事業で森林経営計画査定で検査合格の箇所又は意欲ある森林所有者による再造林等で検査合格の箇所は森林経営計画書認定書を省略することができる。)

キ 補助事業の検査合格がなされている場合は、造林補助事業等の交付申請書添付の内訳表等

ク 地拵えについては、2年以上放置された伐採跡地への再造林の場合には、伐採届出書の写し、伐採者と造林者との協定により再造林を行う場合にあつては、その協定書の写し。下刈については、着工前の植生被覆率が50パーセント以上の写真

(4) 意欲ある森林所有者の再造林等

ア 事業実施箇所明細書（別記第7号様式）

イ 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。ただし、造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。)

ウ 施業図（森林の所在地、方位、縮尺、面積等が記載されたもの。ただし、造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。)

エ 完成写真（人工林伐採跡や事業の実施状況が判別できるもの。ただし、

造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。）

オ 事業箇所に関する市町村長又は地域振興局長等の判定通知（別記第2号様式。ただし、市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林以外で事業を実施する場合）

カ 森林経営計画の認定要件を満たさない理由と市町村森林整備計画に基づいた森林管理を行う旨を記載した申出書

キ 補助事業の検査合格がなされている場合は、造林補助事業等の交付申請書添付の造林事業内訳表等

(5) 推進体制の強化（一貫作業システム支援）

ア 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。）

イ 一貫作業システムに係る伐採及び植栽計画書（別記第6号様式）

ウ 事業箇所に関する市町村長又は地域振興局長等の判定通知（別記第2号様式。ただし、市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林に位置づけられた森林以外で事業を実施する場合）

エ 森林経営計画認定書又は森林経営委託契約書等の写し

第7 補助金実績報告に添付すべき書類

要綱第8条第2項の(3)に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

(1) 推進体制の強化（会議等の開催、普及啓発活動）

ア 事業実施報告（別記第8号様式）

イ 事業実施状況写真

ウ 印刷物等を作成した場合はその写し

(2) 推進体制の強化（一貫作業システム支援）

ア 位置図（5万分の1の地形図等に事業実施箇所の位置を記入したもの。）

イ 施業図（森林の所在地、方位、縮尺、面積等が記載されたもの。）

ウ 事業実施状況写真（室内打合せ及び現場打合せ状況写真、伐採から植栽までの一貫作業が確認できる写真等）

エ 一貫作業システムに係る伐採及び植栽実績書（別記第9号様式）

オ 補助事業の検査合格がなされている場合は、造林補助事業等の交付申請書添付の造林事業内訳表等

第8 実施報告

地域振興局長等の長は、各事業主体から提出のあった申請書類等を調製し、事業実施翌年度の4月末日までに環境林務部長及び市町村長に送付するものとする。

(1) 再造林等促進、低コスト造林・保育、植栽等阻害要因対策、意欲ある森林所有者の再造林等（別記第7号様式）

(2) 推進体制の強化（別記第8号様式）

第9 その他

1 知事は、事業の推進上必要と認める場合には、事業主体等に対して報告を求めることがある。

2 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。

3 本要領により難しい事項については、知事の承認を受けるものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和3年6月10日から施行する。
- 1 この要領は、令和4年6月13日から施行する。

別記第1号様式（第5の1の（1）のイ関係）

番 号  
年 月 日

市町村長 殿  
地域振興局長等 殿

住 所  
事業主体名

年度未来につなぐ再造林推進（再造林等促進，低コスト造林・保育，  
植栽等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等，推進体制の強化  
（一貫作業システム））実施箇所判定申請書

鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業（未来につなぐ再造林推進）実施要領第5の  
1の（1）のイの規定に基づく事業実施箇所について別紙のとおり提出します。

記

- 1 実施箇所明細書
- 2 位置図

別紙(第5の1の(1)のイ関係)

未来につなぐ再造林推進（再造林等促進，低コスト造林・保育，植栽等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等，推進体制の強化（一貫作業システム））実施箇所明細書

市町村名（ ） 事業主体名（ ）

施行実施箇所	面積 ha	森林の位置				森林所有者名	備考
		林班	準林班	小班	枝班		
計							

- 注) 1 「施行実施箇所」欄は，字・地番まで記載すること。  
 2 市町村毎に別葉とすること。

別記第2号様式（第5の1の（1）のウ関係）

番 年 月 日 号

補助事業者 殿

市町村長名  
地域振興局長等

印

年度未来につなぐ再造林推進（再造林等促進, 低コスト造林・保育,  
植栽等阻害要因対策, 意欲ある森林所有者の再造林等, 推進体制の強化  
（一貫作業システム））事業実施箇所判定通知

鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業（未来につなぐ再造林推進）実施要領第5の  
1の（1）のウの規定に基づく事業実施箇所について別紙のとおり判定します。

別紙(第5の1の(1)のウ関係)

未来につなぐ森林づくり推進事業（再造林等促進，低コスト造林・保育，植栽等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等，推進体制の強化（一貫作業システム））実施箇所の判定表

市町村名（ ） 事業主体名（ ）

施行実施箇所	面積 ha	森林の位置				森林所有者名	適否判定	備考
		林班	準林班	小班	枝班			
								例 稲荷川の流域であるため
計								

注) 適否判定については，適の場合は備考欄にその理由も記入すること。

別記第3-1号様式（第5の2の（1）のア及びエ関係）

未来につなぐ再造林推進（推進体制の強化：会議等の開催，普及啓発活動）（変更）実施計画書

事業主体名： \_\_\_\_\_

（1）会議等の開催

会議名	開催予定日	開催予定場所	主な出席者	出席人員	補助事業に要する経費	事業費の負担区分		備考
						県補助金	その他	
				人	円	円	円	
計								

（2）普及啓発活動

場所 (対象箇所)	取組内容	対象者等	実施予定日	補助事業に要する経費	事業費の負担区分		備考
					県補助金	その他	
		人		円	円	円	
計							

（注） 変更計画の場合は二段書きとし，上段に変更前，下段に変更後とする。

## 未来につなぐ再造林推進（推進体制の強化：一貫作業システム）（変更）実施計画書

事業主体名：  
\_\_\_\_\_

市町村	伐採事業者	植栽事業者	事業量 ①	単位	単価 ②	補助事業 に要する 経費 (事業 費) ①×②	経費内訳		工期	
							県補助金	その他	着手日 (予定) 年月日	完了日 (予定) 年月日
					円	円	円	円		
		計								

（注） 変更計画の場合は二段書きとし，上段に変更前，下段に変更後とする。

別記第4号様式（第5の2の（1）のイ関係）

番 号  
年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所  
氏 名

年度未来につなぐ再造林推進（推進体制の強化）（変更）  
実施計画承認申請書

鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業（未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業：未来につなぐ再造林推進）実施要領第5の2の（1）のイ（第5の2の（1）のエ）の規定に基づき標記計画を作成（変更）したので承認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1 未来につなぐ再造林推進（推進体制の強化）（変更）実施計画書

※ 変更計画の場合は変更の理由を記載する。

別記第5号様式（第5の2の(1)のウ関係）

番 号  
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度未来につなぐ再造林推進（推進体制の強化）（変更）  
実施計画の承認について（通知）

年 月 日付け 第 号で承認(変更)申請のあった標記計画について  
は承認したので通知します。





## 未来につなぐ再造林推進（推進体制の強化：会議等の開催，普及啓発活動）実施報告書

1 推進体制の強化

(1) 会議等の開催

事業主体名： \_\_\_\_\_

会議名	開催日	開催場所	主な出席者	出席人員	補助事業に要する経費	事業費の負担区分		備考
						県補助金	その他	
				人	円	円	円	
計								

(2) 普及啓発活動

場所 (対象箇所)	取組内容	対象者等	実施日	補助事業に要する経費	事業費の負担区分		備考
					県補助金	その他	
				円	円	円	
計							

別記第8-2号様式（第7の(1)・第8の(2)関係）

## 未来につなぐ再造林推進（推進体制の強化：一貫作業システム）実施報告書

事業主体名：  
\_\_\_\_\_

市町村	伐採事業者	植栽事業者	事業量 ①	単位	単価 ②	補助事業 に要する 経費 (事業 費) ①×②	経費内訳		工期	
							県補助金	その他	着手日 (予定) 年月日	完了日 (予定) 年月日
					円	円	円	円		
		計								

(注) 変更計画の場合は二段書きとし、上段に変更前、下段に変更後とする。

